

滋賀県環境学習推進計画(第 2 次)
(答申案)

平成 23 年(2011 年)

滋賀県

目 次

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の経緯	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き	4
2. 県内の環境学習の現状と課題	6

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念	8
2. 基本目標	9
『持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て』	

第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点	10
2. 取組の方法	11
3. 各主体に期待される展開方向	12
4. 県の施策の展開方向	15

第5章 重点的な取組方向

1. 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進	19
2. 体系的な自然体験学習の推進	21

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開	23
2. 環境学習支援機能の充実	23
3. 協働による推進	24

第7章 計画の進行管理と評価

1. 施策の総合的な展開	25
2. 環境学習支援機能の充実	25

参考資料

推進体制図	
用語の解説	

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の経緯

今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現のためには、環境技術の向上や社会や経済のしくみを環境と調和したものに転換することと、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことを一体的に進める必要があります。そのため、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりをめざす環境学習の推進が重要です。

本県は、四方を山々に囲まれ、湖の周りに約140万人の人々の暮らしがあり、人と環境との関係が見えるという世界にも例を見ない地域的な特徴を有しています。こうしたことを背景に、環境学習の取組はさまざまな場面や個々の分野で行われています。また、県内の各地域には、環境学習を担う人材、多様な取組の事例や身近な場所（フィールド）等の環境学習の資源が豊富に存在します。

こうした地域の特性や豊富な資源を活かした多様な環境学習の機会を提供し、取組の充実や広がりを図るために既に取り組まれている環境学習の場や機会づくりを担っている主体への支援をはじめ、各主体が連携・協力できるようコーディネートすることが必要です。

本県では、県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政が、それぞれの責任と役割を自覚して主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が全国初の環境学習推進条例として平成16年（2004年）3月に制定され、同年4月に施行されました。

そして、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、基本理念、各主体の取組の方向および県民等が行う環境学習への支援等を明らかにし、もって環境学習の体系的・総合的および効果的な推進を図るため、平成16年（2004年）10月に「滋賀県環境学習推進計画」を策定しました。

この「滋賀県環境学習推進計画」は、平成22年度（2010年度）までを計画期間としたものであり、これまでの取組を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、持続可能な社会の実現に向けて、さらなる取組の推進を図るため、今回改定しました。

2 . 計画の性格

この計画の性格は次のとおりです。

- (1) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」および「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画です。
- (2) 滋賀県長期構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想および県の関連各種計画との整合性を図り、第三次滋賀県環境総合計画に位置付けられた計画です。
- (3) 「滋賀県環境学習推進計画＜改訂版＞」の内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた計画です。
- (4) 県民、N P O・地域団体等、学校等、事業者、行政など各主体に期待される施策の展開方向を示す計画です。

3 . 計画の期間

この計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

【『環境学習』とは】

「環境学習」とは、環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めるための教育および学習をいう。（条例第 2 条第 1 項）

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者を厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものではありません。

平成 11 年（1999 年）12 月の中央環境審議会の答申では、一般に「環境教育」「環境学習」といわれているものの総体として「環境教育・環境学習」という言葉が使われています。

本計画は、条例に基づく計画であり、かつ、より自主的な取組をわかりやすく表す言葉として「環境学習」を用います。

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き

(1) 世界の動き

環境学習の国際的な広がりは、昭和47年（1972年）にストックホルムで開かれた国連人間環境会議に始まり、昭和50年（1975年）にユーゴスラビアで開かれた国際環境教育ワークショップで採択された「ベオグラード憲章」において、環境学習の目標等が明確に示されました。そして、平成4年（1992年）に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で「アジェンダ21」が採択され、その後、持続可能性に向けた教育が国際的に着手されてきています。

さらに、平成14年（2002年）に、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」では、わが国が提案した「持続可能な開発のための教育の10年」が実施計画に盛り込まれ、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の決議が国連総会において採択されました。これを受け、平成17年（2005年）にユネスコで国際実施計画が策定されるなど、持続可能な社会づくりという視点を教育の中に積極的に取り入れ、そこから社会のあり方全体を変えていくという動きが国際的に進んできています。

(2) 国の動き

平成5年（1993年）に制定された環境基本法において、環境教育・環境学習の振興が主要な施策の一つとして位置付けられ、環境基本法に基づき平成6年（1994年）に閣議決定された環境基本計画では、環境教育・環境学習が、持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして位置付けられました。第二次環境基本計画（平成12年（2000年）策定）では、環境教育の推進のための「人材の育成」や「プログラムの整備」「情報提供」などの具体策が盛り込まれ、さらに、第三次環境基本計画（平成18年（2006年）策定）では、重点分野政策プログラムの一つに「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」が掲げされました。

平成15年（2003年）には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成16年（2004年）には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、都道府県および市町村においても自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する方針、計画等を作成するよう努めることとしています。

また、平成18年（2006年）に「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を決定、普及啓発や地域における実践などの具体的な取組が始まっています。

学校教育においては、平成元年（1989年）に学習指導要領が改訂され、各教科において環境に関わる内容が重要視されるようになり、平成3年（1991年）には「環境教育指導資料」が発行されました。また、平成10年度（1998年度）に改訂された学習指導要領では、「総合的な学習の時間」が新設され、環境等の教科の枠を超えた横断的・総合的な課題について、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を地域との連携を図りながら行うこととされました。

さらに、平成 18 年（2006 年）には教育基本法が改正され、その中で教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」があげられたことにより、環境教育の実践がより一層求められるようになりました。

また、平成 20 年度に改訂された学習指導要領では、小・中学校における総合的な学習の時間の授業時数が縮減されているものの、各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間の特質等に応じた環境学習が求められています。

（3）滋賀県の動き

本県においては、昭和 40 年代から、琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然環境を保全するため、県民一人ひとりの実践をもとにした環境美化活動が継続して行われてきました。また、県民は、琵琶湖の富栄養化などの水環境問題に直面したときも主体的かつ積極的に取り組みました。

昭和 51 年（1976 年）に、「環境教育実践事例集」（小学校編）が県教育委員会から発行されています。昭和 56 年（1981 年）3 月には、児童生徒用の環境教育副読本「あおいびわ湖」（小学校編）「あおい琵琶湖」（中学校編）「琵琶湖と自然」（高等学校編）が発行され、今日まで改訂を重ね、学校教育における環境教育の充実に努めています。また、昭和 58 年（1983 年）からは、子どもたちの宿泊体験学習の場を琵琶湖に求め、県内小学校の 5 年生全員を対象に、湖上に浮かぶ学習船「うみのこ」による「びわ湖フローティングスクール」事業を実施しています。さらに平成 14 年（2002 年）からは、県内の小学生を対象に農業体験学習「田んぼの学校推進事業（現田んぼのこ体験事業）」が、また、平成 19 年（2007 年）からは、県内の小学校 4 年生を対象に森林環境学習「やまのこ」事業が始まり、それぞれすべての学校で実施していくこととし、体験を重視した環境教育の充実を図っています。

平成 8 年（1996 年）3 月に制定された滋賀県環境基本条例で、県民等による環境の保全のための行動を促進する施策として環境学習を位置付け、平成 16 年（2004 年）3 月には、環境学習の推進のための基本的な考え方や各主体の責務、環境学習への支援等を定めた「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が制定されました。

平成 16 年（2004 年）10 月には、「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり」を目標に環境学習の展開の方向を定めた「滋賀県環境学習推進計画」を策定し、平成 17 年（2005 年）6 月に、条例および計画に基づく環境学習の拠点施設として、滋賀県環境学習支援センター（現琵琶湖博物館環境学習センター）を開設して、環境学習推進に向けて支援や情報提供を行っています。

平成 21 年（2009 年）12 月には「第三次滋賀県環境総合計画」が策定され、その中で持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育てを進めるため、「滋賀県環境学習推進計画」に基づく、環境教育・環境学習の推進を掲げています。

また、現在策定中の「マザーレイク 21 計画（琵琶湖総合保全整備計画）」で環境学習の充実の必要性が示されており、「（仮称）滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」では低炭素社会づくりに係る環境学習の推進が求められているところです。

1 この条例は現在策定中であり、整合性を図るために、現状では（仮称）で記載しております。

2. 県内の環境学習の現状と課題

本県における環境学習の現状と、今後さらに環境学習を推進する上での課題を、学校へのアンケート調査、その他各種調査等から実施主体ごとに整理すると次のとおりです。

(1) 県民、NPO・地域団体等

「環境保全」を活動分野とするNPO法人数は、平成16年度94団体から平成21年度204団体へと増加しており、市民活動の分野での環境への取組が広がっています。

環境学習関連事業の実施状況を滋賀県のメールマガジン「そよかぜ」および各市町広報誌により調査したところ、平成18年度959件であった実施件数が、平成21年度は1210件に増加(26%増)しており、環境学習の取組が広がっています。

森林・里山、いきもの、食と農などの分野の環境学習が多く実施されているのに比べるとエネルギーや地球温暖化の分野の環境学習はあまり実施されていないため、地球温暖化防止に関する環境学習の推進を図る必要があります。

リーダー養成の環境学習も実施されていますが、人材の活用に至るまでの体系的な仕組みができていません。

(2) 学校等

平成20年度および平成21年度に実施した学校へのアンケート調査では、県内全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で何らかの形で環境学習が実施されています。

地域の資源を活用した環境学習の取組も行われており、環境学習の質的な向上がみられます。

環境学習の時間の確保が難しい、学年を通じた体系的な取組が出来ていない、自然体験を実施できるような校外での環境学習の場所がないなどの懸念材料や、人材や情報不足、教員間の環境学習に対する意識の差などの課題があり、学習の時間・場所の確保を工夫する必要や段階的、継続的な環境学習の取組、人材育成や情報提供が必要となっています。

エネルギーや地球温暖化の分野の環境学習が少なく、学年や世代に応じた段階的な学習の推進が十分ではないため、地球温暖化防止に関する環境学習の推進を図る必要があります。

(3) 事業者

環境マネジメントシステムに関する認証を取得する県内の企業数は、増加しており、環境に配慮した活動が広まっています。

企業のCSR(社会的責任)としての環境への取組も活発化しており、コンプライアンスの強化のほか、琵琶湖森林づくりパートナー協定、湖岸の清掃活動、ヨシ刈りなどの取組等、地域や学校に環境学習プログラムを提供する企業があります。

高校生や大学生、社会人向けの環境学習プログラムを提供している企業はあまり見られないため、様々な世代に対する環境学習プログラムの提供が期待されます。

(4) 行政(市町)

市町の環境基本計画や総合発展計画に環境学習を位置づける市町が増えてきており、市町での環境学習の取組が広がってきています。(19市町中14市町で計画等を作成)

市町間で環境学習の取組に大きな差があり、市町間での情報交換などにより、環境学習の取組を充実していく必要があります。

環境関係部署と教育委員会との情報共有等の連携が不足しているので、環境関係部署と教育委員会とがより一層連携し、環境学習を効果的に推進していくことが必要です。

(5) 行政(滋賀県)

県では「場や機会づくり」を目的とした事業を多く実施しています。

生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むことは幼児期から取り組むことが重要であるにもかかわらず、幼児を対象とした環境学習が少ない傾向にあります。

いきもの、森林・里山、琵琶湖・水環境の分野の環境学習が多く実施されているが、エネルギー・地球温暖化の分野の環境学習は少ない傾向にあり、エネルギー・地球温暖化の分野など、環境学習に多角的な視点を取り入れる必要があります。

環境学習の推進に関して、県の地方事務所の役割を明確にし、市町との連携や県内の環境学習の情報収集等を実施していく必要があります。

様々な主体による多様な環境学習の場があるが、十分に把握できておらず、県は今後の取組や施策につなげていくため、環境学習・活動の情報収集に努める必要があります。

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念

この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定するものであり、条例に掲げられた6つの理念を基本理念とします。

- 1 すべての県民が取り組む
- 2 あらゆる分野を対象とする
- 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 4 体験の重要性を認識する
- 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

この基本理念は、環境学習を進めるにあたって、県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、行政のすべての主体が大切にするべきことを定めています。

(1) すべての県民が取り組む（条例第3条第1項）

持続可能な社会の実現のためには、すべての県民が、日常生活のあらゆる場面で少なからず環境への負荷を与えることを認識し、一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへ転換していくことが重要です。

特に本県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの有り様が琵琶湖に流入する河川を通じて最終的に琵琶湖の水質や生態系等に表れるという地域特性を有しています。それは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていけば、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということでもあります。

(2) あらゆる分野を対象とする（条例第3条第2項）

環境学習は、持続可能な社会づくりに向けて行動できる人育てをめざすものであり、環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、生産、消費、廃棄物、エネルギー、歴史、文化、食糧、人口等の幅広い分野を対象とし、それらの要素を相互に関連づけながら多角的にとらえ、体系的・総合的に進める必要があります。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む（条例第3条第3項）

環境学習は、就学年齢期だけでなく、乳幼児期から少年期、青年期、壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じて、また取組や学習の習熟段階に応じて、継続的に行われる必要があります。

(4) 体験の重要性を認識する（条例第3条第4項）

豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さなどを全身で感じ取る感性を磨いたり、日常生活のあらゆる場面での体験を通じて暮らしと環境の関わりへの気づきや理解を深めるなど、体験を通じた学びが重要であるということを認識して取り組む必要があります。

(5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす（条例第3条第5項）

環境学習は、地域を自分たちでよくしていこうという身近な取組から始めることが重要です。そのため、生活の場における身近な自然や人との関わりから環境問題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史等の素材やそれらをよく知る人材等の資源を活用したり特徴を生かすなど、地域に根ざした取組を進める必要があります。

(6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ（条例第3条第6項）

今日の環境問題は、地球全体の環境との関わりが大きいことから、環境学習は、身近な生活の場で取り組みながら、その視野は地域や国の枠組みを越えた地球環境へと広げ、その関わりやつながりを理解しようとする意識を持つ必要があります。

2. 基本目標

持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て

将来に向けて、滋賀の風土や地域資源を活用しながら、持続可能な滋賀、すなわち「琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会」への転換を進めていく必要があります。

本計画では、基本理念のもと、多角的な環境学習により環境への关心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育てを基本目標とします。

【持続可能な社会】

健全で質の高い環境を確保しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

（条例第1条）

第4章 環境学習の展開方向

1. 基本的な視点

第2章の現状と課題を踏まえ、本計画において次の3つの事項を基本的な視点として取り組みます。

(1) 語り合い、行動につながる環境学習の推進

県民一人ひとりが、自分の生活行動と環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合い、主体的な行動につながる環境学習に楽しく取り組むことをめざします。

本県には、石けん運動の経験をはじめとして県民の中に環境保全への意識が根付いていることから、この県民性を大切にしながら、一人ひとりが身近な環境を自分の問題として捉えて実践に結びつけていくことをめざします。

(2) 子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進

世代を超えて自然の恵みや人々の暮らしの知恵を受け継いでいくため、次世代を担う子どもたちが国際的視野を備え、自分たちの未来に夢を持ち、生命の尊さを理解し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育めるよう、幼少期から体験や遊びを通じて自ら考え、調べ、学び、主体的に行動するという過程を重視した環境学習の推進を図ります。

(3) まちづくりの基盤となる環境学習の推進

自分たちの地域環境は自分たちでよくしていこうという環境自治の考え方のもとで、まちづくりを実現するために、地域を愛する心を育み、身近な自然環境、伝統的な生活文化、歴史などの特徴を生かして、多様な主体が協働して環境学習に取り組むことをめざします。

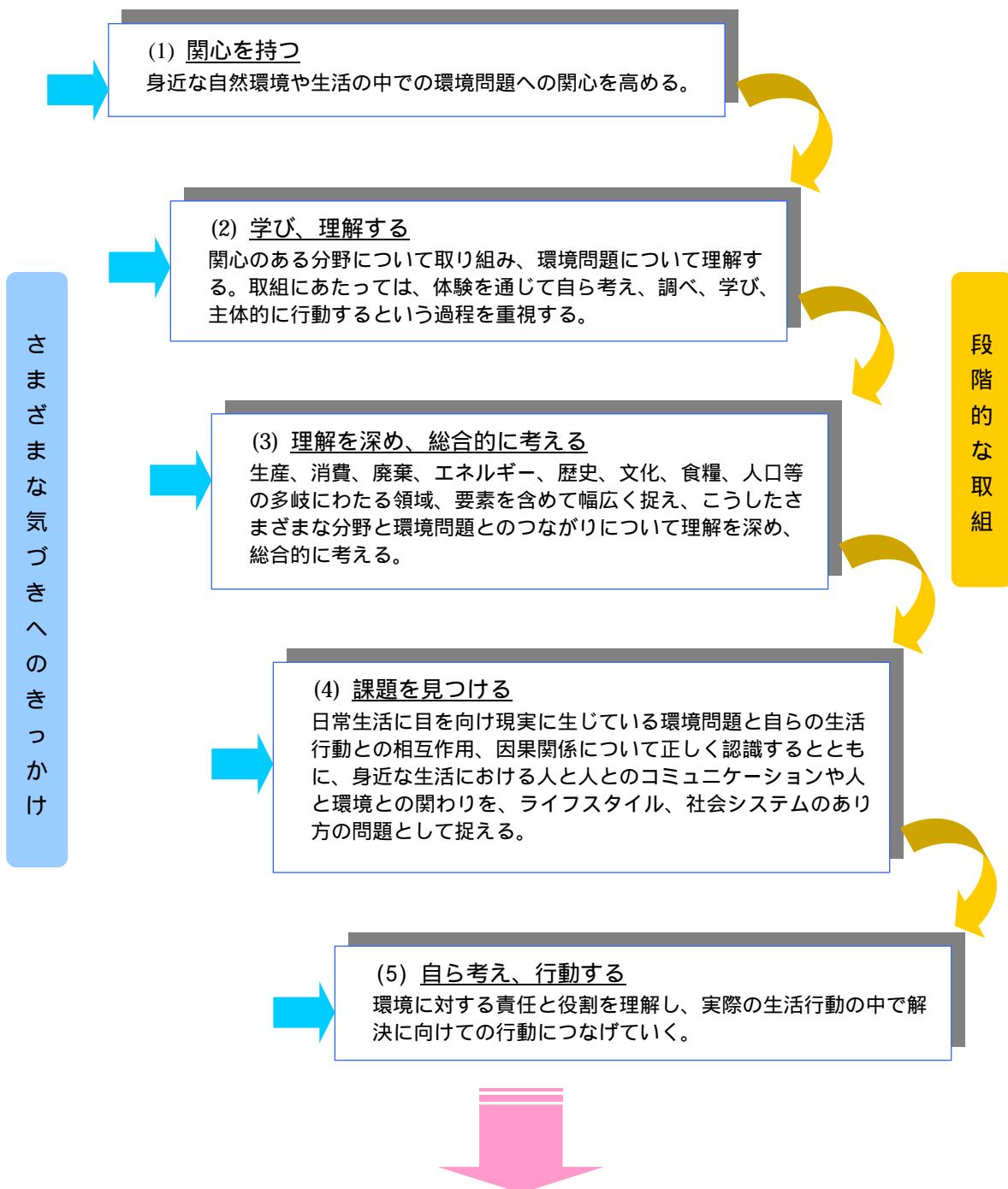
安全・安心なまちづくりに向けて、地震や洪水などの災害から自分の命を守るために水や地質などの身近な地域の環境や地名等が表す地域の地理的状況などを知ることが重要であり、防災・減災の視点からも環境学習を進めています。

地域の特色を生かした環境学習を進めるには市町の役割がきわめて重要であることから、県は市町との連携を図り、役割を分担しながら環境学習を展開します。

2. 取組の方法

環境学習は子どもから大人まですべての世代、年齢層で、様々な立場の人々を対象として行う必要があります。また、生涯学習の視点から段階的・継続的に取り組み、生涯にわたって一貫性のある学習が重要となってきます。

そのためには、生涯にわたる視野を持ち、以下の取組の流れに基づき、段階的に環境学習の推進を図る必要があります。

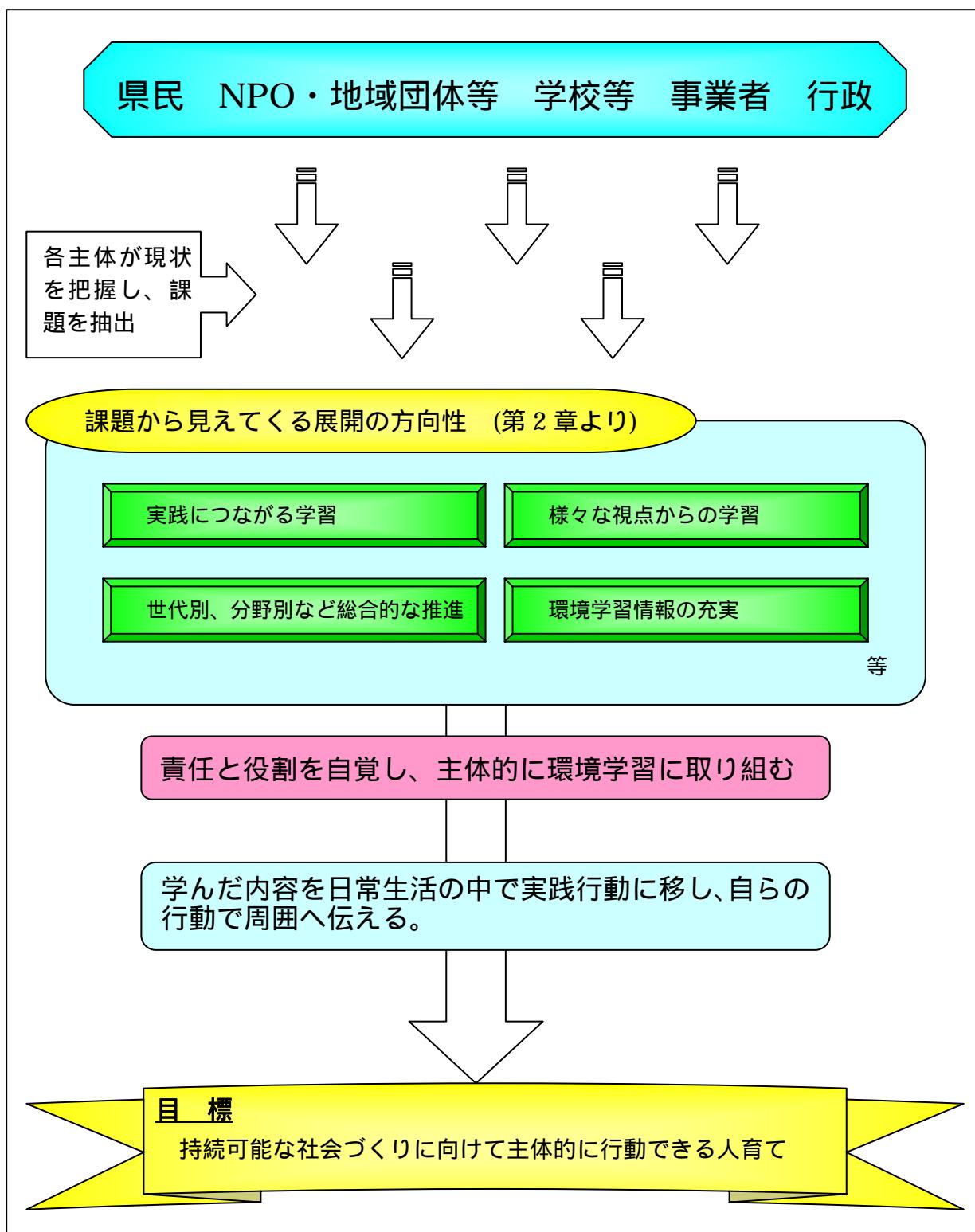


基本目標：持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て

3. 各主体に期待される展開方向

本計画の目標の達成に向けて、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政等がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に環境学習に取り組むことが期待されます。県は、各主体が協力・連携のもとに展開する環境学習の取組を支援します。

<展開のイメージ図>



<各主体に期待される具体的な展開方向>

(1) 県民（個人）

県民一人ひとりが、健康や生命の尊さへの理解や行動規範を身につけるための学びと実践の場として重要である家庭でのさまざまな行動の中で、自らの生活と環境との関わりについて考え、環境に配慮したライフスタイルに結びつけていく環境学習に取り組みます。

地域での環境学習や環境保全活動に積極的に参加するとともに、他者の行う取組に協力し、そこで学んだ環境に関する知識や技術を家庭や地域の環境学習や環境保全活動に生かします。

地域の現状や特徴を知り、地域の特徴を活かした環境学習に主体的に取り組みます。

(2) N P O・地域団体等

地域には、自治会、子ども会、女性会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、農林水産業関係の各種団体等のさまざまな地域団体やN P Oがあり、多彩な環境保全活動を行っています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで改善していくこうとする取組はまちづくりの基盤となる重要な取組であり、これらの主体が地域特性や世代の多様性等の特徴を生かしたさまざまな環境学習の取組を展開します。

取組の中に環境と人の暮らしとのつながりを考える視点を加えて取り組みます。

環境学習の視点からも人材の発掘および地域資源の活用を行い、環境学習の取組にあたっては、他のN P O・地域団体等、学校等、事業者、行政と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

(3) 学校等

地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境等）を活用し、体験や地域との連携を取り入れ、子どもたちの主体性を育成する環境学習プログラムの開発や、幼児教育から高等教育までの発達段階に応じた系統性や連続性を重視した取組を進めます。

教育活動の中に環境の視点を取り入れ、環境問題と日常生活との関わりを理解するとともに、総合的かつ体験を重視した取組を行い、問題解決能力を育成します。

研修や専門講座などにより、教員等の環境学習に関する資質向上を図ります。

環境学習の取組にあたっては、他の学校等、N P O・地域団体等、事業者、行政と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

身近な環境に関する学習から地球温暖化防止や省エネルギーなど地球環境とのつながりについて学ぶ視点を広げ深めていきます。

(4) 事業者

地域の一員として、住民向けの環境講座の開催、住民の環境活動への支援、施設の開放、講師派遣等を通じて地域や学校等との協力・連携してCSR活動の中に環境学習の取組を盛り込んでいくとともに環境に配慮した製品の生産や販売等に努めるなど環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、消費者にこれらの取組を含めた環境情報を公開し、提供します。

産業や事業活動の経営理念等に環境に配慮した行動について盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を推進するとともに、雇用者等に対する環境学習を計画的、体系的に実施します。

自然や文化、限られた資源を大切にすることなど、新しい生活スタイルの提示につながる新産業・新事業の創出に取り組みます。また、環境と健康、福祉、観光等を結びつけ、本県の地域特性を生かして取り組む領域の発掘を進めます。

環境学習の取組にあたっては、NPO・地域団体等、学校等、行政と協力・連携し、情報交換を図りながら進めます。

(5) 行政

各主体の自主性を尊重しつつ、人材の発掘・育成、環境学習プログラムの整備、場や機会づくり、情報の提供、各主体の連携・協力のしくみづくり等必要な支援を行います。また、一事業所として、環境学習に率先して取り組みます。

各行政分野において展開されている環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に行うとともに、各事業間での連携を図り、関連事業を体系化して総合的に推進します。

環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県および市町が適切な役割分担のもとで相互に協力・連携を図ります。

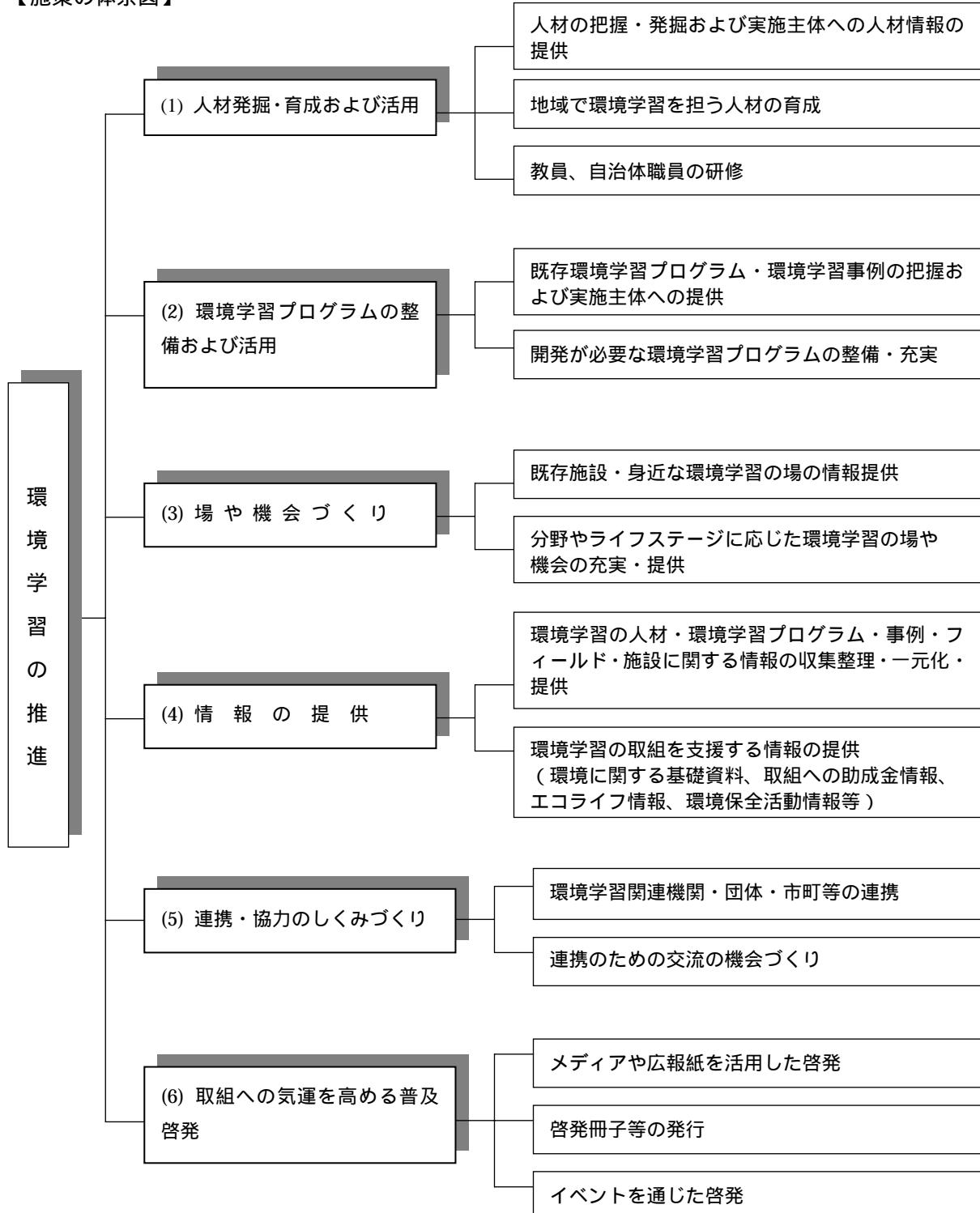
各市町は、環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を活かした環境学習の展開を図ります。

地域で活動する団体等との連携や支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図ります。

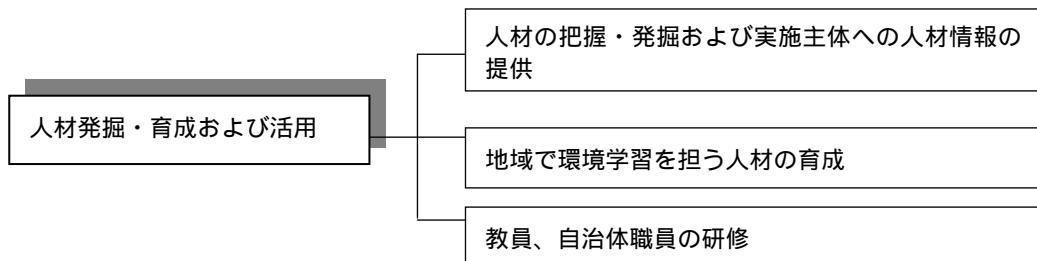
4. 県の施策の展開方向

環境学習推進のための県の施策を目的ごとに6つの柱として掲げ、それぞれについて基本的な視点に対応した施策を中心にその展開方向を示すとともに、これらを体系的・総合的に推進します。

【施策の体系図】



(1) 人材発掘・育成および活用



身近な素材を生かした環境学習や、「体験を通じて自ら考え、調べ、学び、主体的に行動する」という過程を重視した環境学習の企画・実施の能力を高めるために、N P O、教員、行政職員等地域で環境学習を担う主体を対象とした人材の養成および活用を進めます。

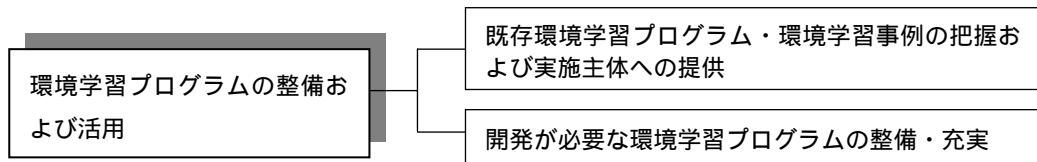
環境保全活動に関わっている人や企業の人材および地域の生活と環境の関わりを伝える語り部などの人材の把握や発掘

幼児期において自然とふれあう体験を取り入れた環境学習を進めるための保育士・教諭等指導者の養成

教員自らが環境問題に关心を持ち、知識の習得に努めるとともに、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけるための研修の充実

あらゆる行政分野に環境への配慮の視点が求められる行政職員に対する研修の充実

(2) 環境学習プログラムの整備および活用



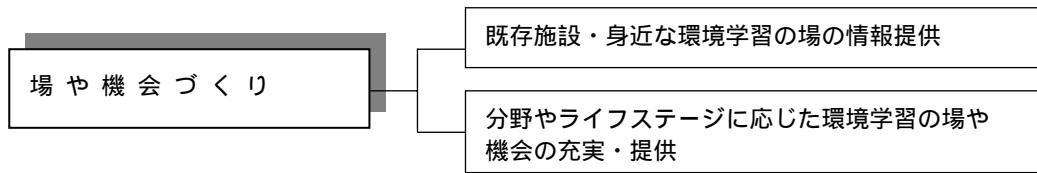
取組内容の充実や広がりのため、環境学習を行おうとする人が企画する際に参考にできる環境学習プログラムの整備および活用を進めます。

公民館、N P O・地域団体等、学校等、事業者、行政が行っている環境学習プログラムや事例の収集・把握

自然環境やごみ問題だけでなく、エネルギー、消費、歴史、文化等、持続可能な社会の構築に関するあらゆる分野を対象とする内容や発達段階に対応した環境学習プログラムや教材の整備

環境学習の実施主体への環境学習プログラムの情報提供

(3) 場や機会づくり



県民一人ひとりが、自分の生活行動と環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合い、行動につなげていくために、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

幅広い対象者に応じた環境講座や学習会、講演会やシンポジウム、エコツーリズム等の活動の発信や交流ができる場や機会づくりの充実

国際的視野へと広がる環境学習・活動の発信や交流ができる場づくりや機会づくりの充実

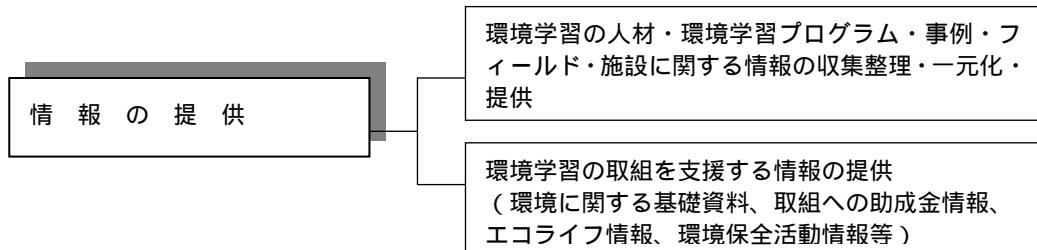
農山村集落地域の田畠、川、里地・里山、森林などの環境学習の場としての再認識および活用の推進

自然環境の魅力だけではなく、厳しさや怖さを学ぶ場として、防災・減災につながる環境情報の提供を推進

環境学習に活用されている既存施設間の連携強化による機能の向上

公民館等の社会教育施設をはじめ、国、県、市町および事業者等の環境に関する施設等における環境学習施設としての有効活用の推進

(4) 情報の提供



県民が必要とする情報をわかりやすく、かつ手に入りやすい形で提供していくため、環境学習に関する情報を一元的に整理し、提供します。

地域で環境学習の指導を行っている人材や環境カウンセラー、自然観察指導員、環境学習支援士等専門的な学習や経験を積み、登録制度等に基づいて認定された指導者、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づいて登録された人材認定等事業により育成・認定された人材等の情報の提供

収集・開発した環境学習プログラムや環境学習事例の情報の提供

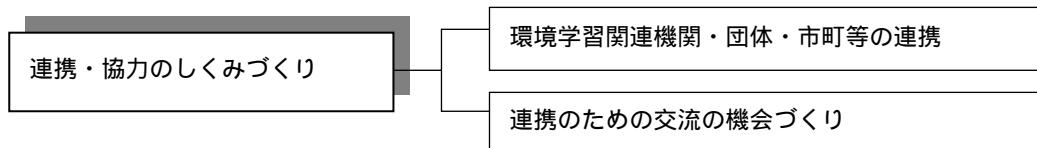
環境学習を実施することができる施設やフィールド、講座・学習会・研修会等学習機会の情報の提供

環境の現状に関する情報や観測・調査データ等、環境に関する基礎的資料、環境学習の取組への助成金等に関する情報、環境学習の教材や機材の情報等、環境学習の主体的な取組を支援する情報の提供

環境に配慮した生活(エコライフ)の実践に関する情報や地域の環境保全活動に関する情報等、環境学習を行動に結びつけていくための情報の提供

環境学習情報システム「エコロジーが」の普及・利用促進および環境学習の推進に効果的な運営の継続

(5) 連携・協力のしくみづくり

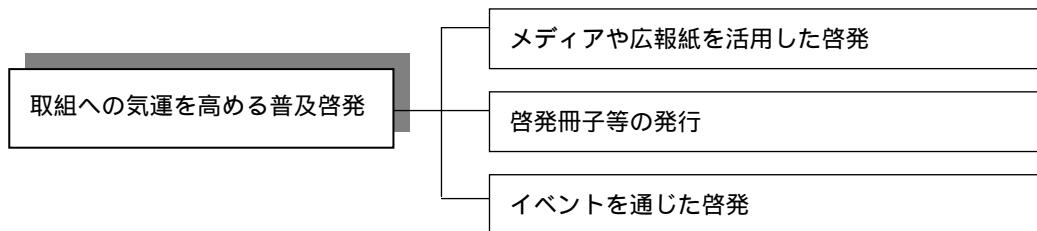


地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携を図るためのしくみづくりを進めます。

環境学習を実施する各施設や団体、環境学習に関する情報を有する施設等、関連施設や団体間の情報交換、交流の機会づくり等、ネットワーク化の推進

教育委員会や市町との連携による環境学習の推進

(6) 取組への気運を高める普及啓発



環境と日常生活との関わりに対する关心や、環境学習・環境保全活動への参加意欲を高めるため、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な題材の情報提供を行います。

多くの人の情報源である身近なメディアや広報紙の活用

啓発冊子等の内容の充実

イベント等の機会を通じた啓発の充実

環境学習や実践活動の取組や成果の発表機会の充実

第5章 重点的な取組方向

環境学習の現状と課題を踏まえ、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりを推進するため、次の2点について重点的に取り組むこととします。

1 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

県は、低炭素社会づくりに向けて、地球温暖化問題を県民自らの課題としてとらえ、理解と認識を深め環境配慮行動の実践へつながるよう、取組の見える化が図れるような仕組みを組み合わせるなどし、環境学習を推進します。

～低炭素社会づくりに向けた環境学習のポイント～

地球温暖化について（関心をもつ）

地球温暖化の影響について調べ、話し合う。
エネルギーの大切さについて思いを深める。



地球温暖化防止対策について（学び、理解する）（理解を深め、総合的に考える）

省エネルギー、再生可能エネルギーについて理解する。
二酸化炭素吸収源としての森林の役割を学ぶ。

県民一人ひとりが実践できる環境に配慮した生活について考える。
個人の取組から、低炭素型の地域づくりに向けて考えを深める。



低炭素社会づくりに向けた実践行動（課題を見つける）（自ら考え、行動する）

第一段階：見える化

見える化により、どれくらいのエネルギーを日常で使用しているかを把握する。
(学校や家の電力消費量の見える化、使用量の計算等)



第二段階：個人的な取組の実践

把握したエネルギーの消費を削減するため、低炭素社会づくりに向けた実践行動を行う。(公共交通機関や自転車の利用、節電等)



第三段階：周囲への普及

個人で実践している取組を周囲に広げることにより、低炭素社会の実現に向けた実践行動をみんなで取り組んでいく。
(児童生徒が学校で実践した取組を家庭で実践する等)

(2) 各主体の取組への支援

県は、各主体の低炭素社会づくりに関する環境学習の取組を各段階で支援し、また、県が実施する各環境学習関連事業においても出来る限り低炭素社会づくりに関する内容を取り入れます。

県民(個人)

日常で使用しているエネルギーを削減するため、資料料を把握し、低炭素社会づくりに向けた行動の実践。

N P O・地域団体等

温暖化・省エネルギーに関する環境学習の活動に取り組み、県民や事業者等の低炭素社会づくりに向けた意識の向上を推進。

また、それぞれの活動においても、低炭素社会づくりに関する内容を出来る限り取り入れるように心がけ、総合的に環境学習を推進。

学校等

温暖化対策、省エネルギーに関する学習では、各環境関連教科(社会、理科、家庭科等)において充実を図り、各学年や小中高における学習内容の体系化を推進。

事業者

従業員の環境配慮意識の向上において、温暖化対策や省エネルギーに関しての実践取組を推進。

市町

地域の特徴や人材等を活かし、低炭素社会づくりの環境学習の推進。

また、市町間の連携を深め、情報を共有し、地域での低炭素社会づくりにつながる環境学習の取組や活動を支援。

2 体系的な自然体験学習の推進

(1) 環境学習の進め方とポイント

自然体験学習は思考力や探求心を刺激し、達成感や自己肯定感が得られるなど、環境学習を効果的に推進する上で、大変重要です。体験学習は、何らかの体験をするだけで終わるのではなく、目的やテーマを体験前に対象に応じて設定すること、気づきや感想の分かち合いのステップを体験後に組み入れること、が大切であることを重視して、県は、より効果的な自然体験学習の推進を支援します。

～自然体験学習のポイント～

目的を明確にする（体験前）

何を目的とし、自然体験学習を実施するかを明確にする。



自然体験をする

体験学習の方法、地域の自然や学習者の状況にあわせた学習プログラムを組み立て、体験学習の場を設定する。

強制的に体験させるのではなく、個人個人の感受性を尊重するような体験方法を考えて実施する。

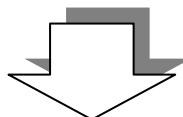
（幼児の自然体験学習、うみのこ・やまのこ・たんぼのこ、森林体験学習、エコツーリズム等）

重要



ふりかえり（体験後）

体験者が互いに気づいたこと感じたことをわかつあうなど、体験したことについてふりかえる時間を設ける。



実践行動へ

ふりかえりにより理解したことを踏まえ、日常生活において環境配慮行動を実践する。

- ・ 環境配慮行動の実践により周囲への普及に繋げる
- ・ 実践取組内容を他の事業や施策等に反映する。

(2) 各主体の取組への支援

既存の自然体験型の環境学習関連事業において、県は率先行動として、体験型環境学習のあり方を見直し、より効果的な自然体験型環境学習の推進を図ります。また、各主体の取組に関しても効果的な体験学習が実施できるよう支援します。

県民(個人)

様々な自然体験学習に参加するとともに、体験で感じたこと学んだこと等について、周囲の人と共有し、実践行動に繋げていく。

NPO・地域団体等

地域の特徴を生かした自然体験学習に取り組みます。また、環境学習の対象については、子どもから大人まで積極的に参加できるような取組の推進。

学校等

体験学習の実施にあたって、事前に体験学習の目的を明確にし、体験後は児童生徒同士が互いに感じたこと気づいたことを共有する場を設け、次につなげることが出来るように効果的な自然体験環境学習の推進。

事業者

自社の資源等を活かして、参加者が体験して学べる環境学習プログラムの推進。

市町

地域のフィールドを活かした自然体験学習の推進や、NPO・地域団体等の活動を支援。

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制

1. 施策の総合的な展開

県の環境学習関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、庁内関係各課や教育委員会（学校教育課や生涯学習課等）で構成する「滋賀県環境学習推進会議」において総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策の進捗状況を把握、改善し、着実な推進を図ります。

また、一事業者として、あらゆる行政分野の施策の展開における積極的な環境配慮について率先行動を実施します。

2. 環境学習支援機能の充実

県民等のあらゆる主体が行う環境学習が効果的かつ適切に実施されるよう、情報の提供、交流の機会の提供、指導者等の育成など必要な支援を行うとともに、県民等と県の支援施策・情報等をつなぐ窓口となる「琵琶湖博物館環境学習センター」を運営するなど、支援機能を充実します。

環境学習情報システムの管理・運営

環境学習の事例やそれを構成する要素（指導者等の人材、環境学習プログラム、施設、フィールド等）に関する情報等、環境学習関連情報を収集し、これらを整理・一元化したものをインターネットのウェブサイト「エコロジーが」で情報提供するとともに、講座やイベント情報などをメールマガジン「そよかぜ」で読者に提供します。また、生涯学習の側面から、ウェブサイト「におねっと」でも環境学習情報を提供します。

環境学習に関する相談・助言

地域におけるさまざまな環境学習の要素（指導者等の人材、環境学習プログラム、施設、フィールド等）を組み合わせて環境学習に取り組むにあたっての相談に応じて必要な助言等を行います。

環境学習指導者の養成・支援

地域における環境学習の指導者や、環境学習プログラムの企画・運営をコーディネートできる人材（コーディネーター）の養成・支援を行います。

パートナーシップづくりのための交流の場づくり

NPO・地域団体や学校関係者、事業者、行政等、環境学習の実施主体者の協働・連携を推進するための情報交換や交流の場として「環境・ほっと・カフェ」を活用し、各主体間のネットワークを広げます。

環境学習プログラムの研究・開発

滋賀の特性を生かし、県下全域を対象とする環境学習のプログラムや教材の研究・開発を行うとともに良質な環境学習プログラムの提供に努めます。

参考図書等の収集・貸出

環境学習のための参考図書や資料等を収集し、貸出を行います。

3. 協働による推進

計画を効果的に進めいくために、県民をはじめ地域におけるあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

(1) 県民、事業者、NPO・地域団体等との協働

県民、事業者、NPO・地域団体等の主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなどと連携しながら、必要な支援を行いつつ、情報の交換等を密にします。

(2) 市町との連携

環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。

また、環境・総合事務所環境課は、管内市町の環境関係イベント等への協力や支援を行い、管内市町の環境学習関係の情報収集および市町への情報提供を行います。

(3) 環境学習関連機関・団体・施設等との連携

県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設等が保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために連携を図ります。

(4) 国、関西広域連合および他の都道府県等との広域連携

県は、国および他の都道府県等と環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施等の取組の充実や広がりを推進します。

また、広域的な連携が必要なものについては、近隣府県のみならず、関西2府5県で設立した関西広域連合で連携を図ります。

第7章 計画の進行管理と評価

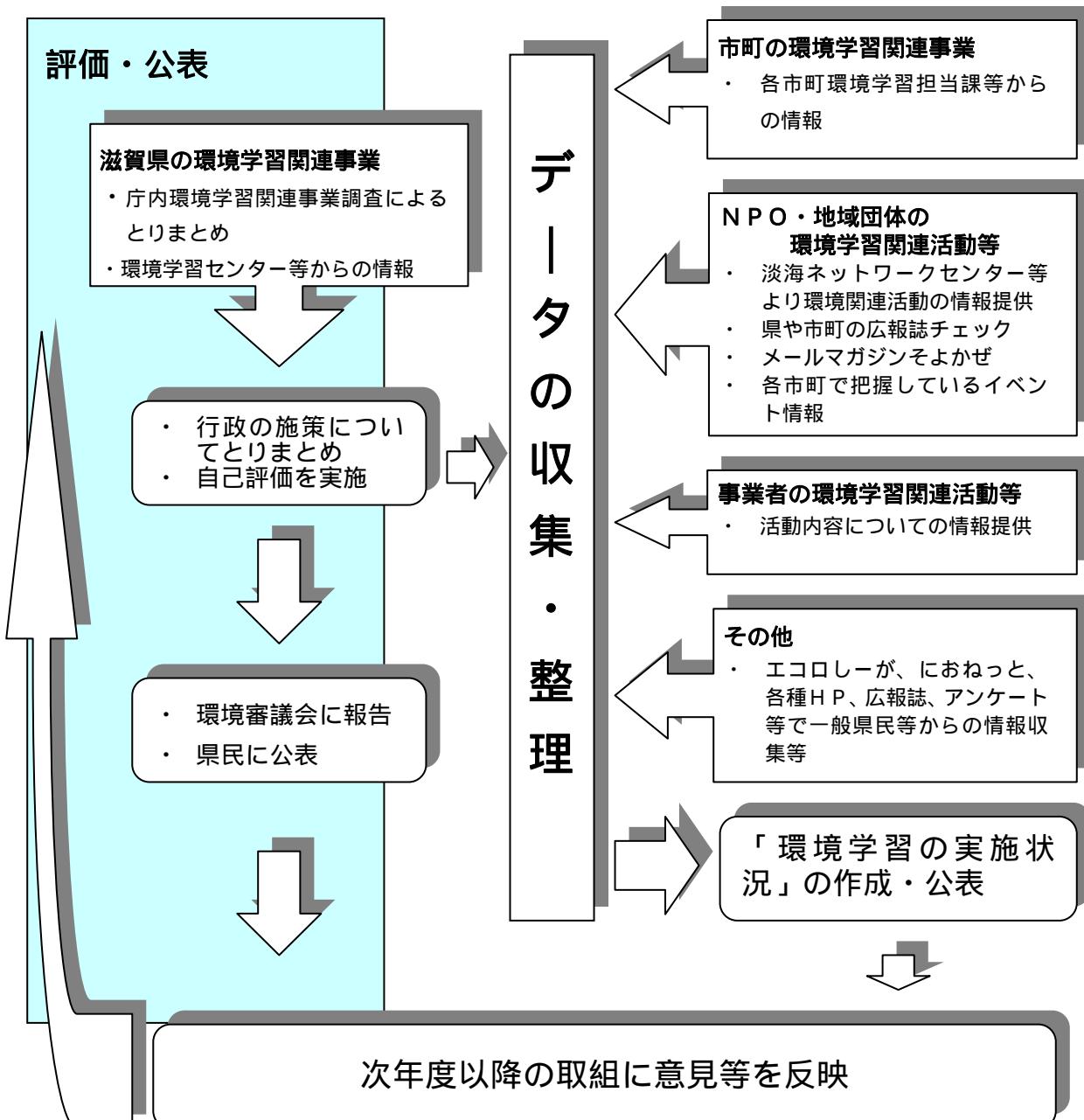
1. 計画の進行管理の考え方

- (1) 県においては、「滋賀県環境学習推進会議」を中心に関係部局の相互の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、成果等について自己評価を行います。
- (2) 計画の推進において市町との協働が重要であるため、十分な意思疎通を図りつつ、役割を分担しながら展開を図ります。
- (3) 計画の実施状況等について「滋賀県環境審議会」に報告し、意見を計画推進に反映させます。

2. 環境学習の実施状況のとりまとめ

県内で実施された環境学習関連事業、イベント、学校の取組事例など、環境学習に関連した活動を毎年度整理し公表します。

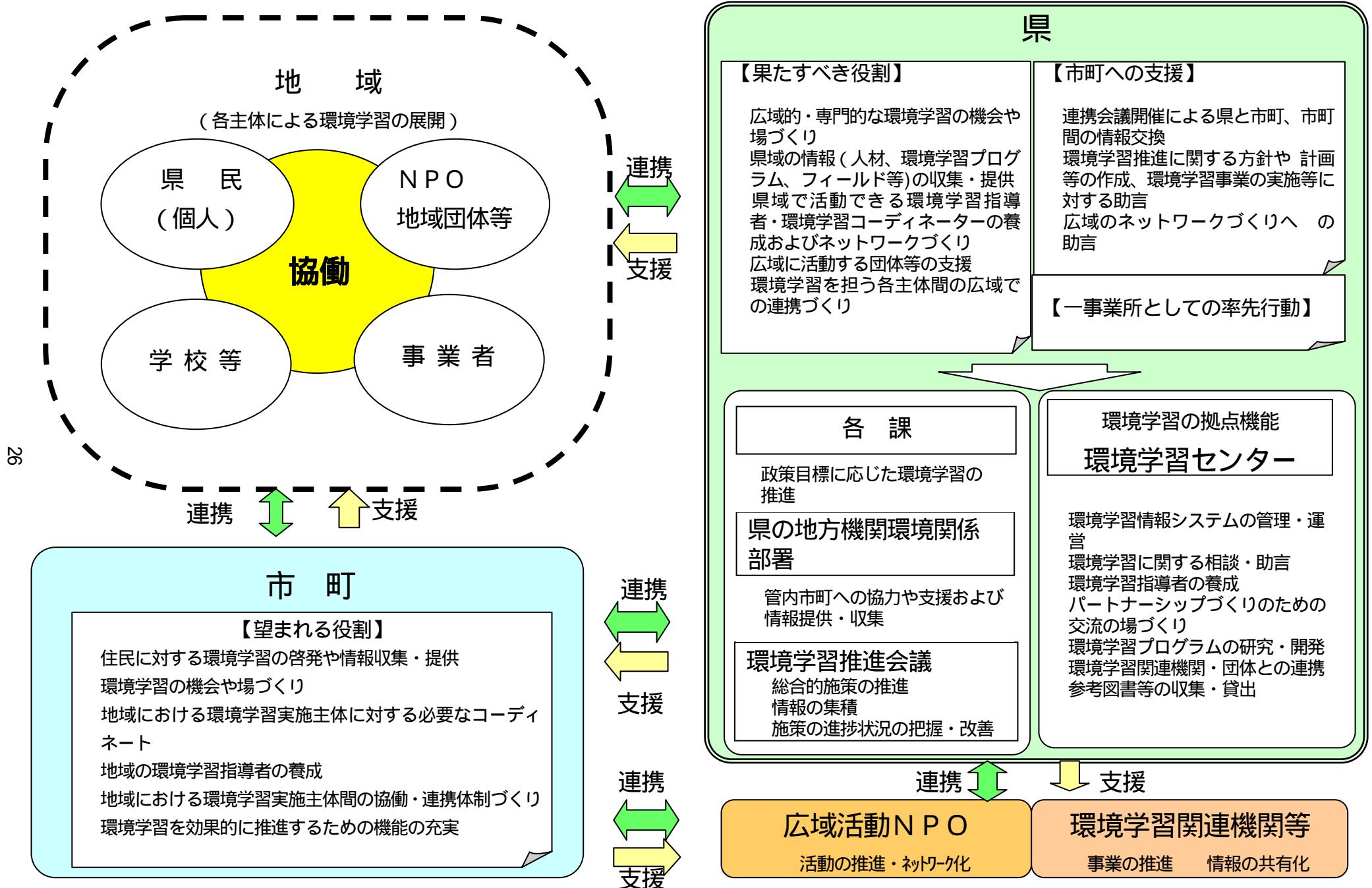
計画の進行管理に活用するとともに地域での取組事例の発掘に努めます。



参 考 资 料

推 進 体 制 図

【推進体制図】



用語の解説

用語の解説

アルファベット・数字

C S R活動

C S Rは、Corporate Social Responsibilityの頭文字をとった表現で、「企業の社会的責任」を指す。持続可能な社会を目指すためには、行政、民間、非営利団体のみならず、企業も経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきであるという考え方もとに成立した概念である。

N P O

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織（団体）と訳される。N P O = N P O 法人という意味で使われている場合があるが、N P Oには法人格を取得しているN P O法人と法人格を持たない任意団体としてのN P Oの2種類があり、どちらもN P Oである。

環境・福祉・国際交流などに関する目的で広範囲にわたりさまざまな活動を行っている。

あ 行

アジェンダ 2 1

平成4年（1992年）に開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）で採択された文書の一つで、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画。女性や貧困、人口、居住などの幅広い分野を含んでいる。

うみのこ

「びわ湖フローティングスクール」を参照

エコツーリズム

自然環境を保護するとともに、地域住民の伝統的な生活様式も含めた地域生態系を破壊せずに観察し、体験することを目的とする観光の考え方と

その旅行をいう。

エコライフ

環境にできるだけ負荷をかけない、無駄を省いてシンプルな環境にやさしい生活。環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けた望ましい生活様式をいう。

淡海ネットワークセンター

地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における滋賀県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供、相談業務、人材育成等の事業を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図り、もって「新しい淡海文化の創造」に寄与することを目的して、平成9年（1997年）4月に設立された財団法人淡海文化振興財団の愛称。

か 行

環境カウンセラー

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民や事業者などの環境保全活動に対する助言など（=環境カウンセリング）を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人。事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」と市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」に区分されている。平成8年度（1996年度）から。

環境学習支援士

滋賀大学の「環境学習支援士」養成プログラムの修了者に与えられる資格。単に環境問題に関する専門的な知識を有する人材ではなく、学校や地域にあって、自ら先頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境問題の解決に取り組むことができるリーダー。

環境マネジメントシステム

事業者が環境に関する方針を自ら設定し、この達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構（ISO）が定めたISO14001に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境管理システムは、経営層が策定した環境方針に沿って、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等をすることができる。

「ISO14001」

国際標準化機構（ISO=International Organization for Standardization）が制定・発効した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。製品そのものではなく、製品提供の過程について統一基準を示すもので、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定等を盛り込んでいる。

関西広域連合

平成22年12月に救急医療連携や防災、環境等の府県域を越えた行政課題に取り組むため、関西2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県および徳島県)で設立した地方公団体。

コーディネート

調整を図って全体がうまくいくように整えること。環境学習におけるコーディネートとは、環境学習のさまざまな構成要素（プログラム、人材、施設等）を活用するために、必要に応じてそれらを適切につなぐこと。

国連持続可能な開発のための教育の10年

「持続可能な開発」に向けて、教育の担う役割の重要性が、平成4年（1992年）のリオ・サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会（UNCSD）においてユネスコが中心となって教育のあり方についての検討が続けられてきた。

このような背景の下、日本政府は、平成14年（2002年）8月～9月開催のヨハネスブルク・サミットの実施交渉計画で、日本国内のNGO（ヨハネスブルグ・サミット提言フォーラム、平成15年（2003年）3月解散）の提言を受け、今後の実施計画文書に「2005年から始まる『持続可能な開発のための教育の10年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。

この提案は、各国政府や国際機関の賛同を得て、その後の12月に開催された第57回国連総会において、「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む46ヶ国が共同提案国となり、満場一致で採択された。これにより、今後の環境教育は、この大きな枠組みにおいての連携的実践が期待されている。

こどもエコクラブ

次代を担う子ども達が地域の中で主体的に環境活動を展開できるよう、平成7年（1995年）から環境省が応援している事業。2人以上の子どもとそれを支える大人（サポーター）1人以上が集まれば、こどもエコクラブに登録でき、こどもたちが身近な環境活動に自由に取り組んでいる。

コンプライアンス

法令順守。企業においては、適正な事業活動をしていくための法令遵守以外に、広い意味で企業倫理等の遵守にも使用されるようになっている。

さ 行

再生可能エネルギー

絶えず補充される自然の過程に由来するもので、様々な形態のうち太陽の光や地球内部で発生する熱など。また、太陽、風、海洋、水力、バイオマスや地熱資源から発生した熱や電力や再生可能資源に由来するバイオ燃料と水素などのこと。

滋賀県基本構想

「滋賀県中期計画」に代わる、平成19年度(2007年度)からの県政運営の基本方針である。県行政の総合的な推進のための指針となるものであり、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるものである。

自然観察指導員

自然観察会を通じて、自然のしくみのおもしろさや不思議さ、自然の大切さを伝えることで、自然への橋渡し役を担う人材。狭義には、(財)日本自然保護協会が養成し、認定した自然解説の指導員を指す。

石けん運動

昭和52年(1977年)琵琶湖に赤潮が大発生したことをきっかけに「多少の不便はがまんしても琵琶湖のために粉石けんを使おう」とのスローガンのもとに始まった、行政も含めた県民ぐるみの石けん使用推進県民運動。

総合的な学習の時間

平成10年度(1998年度)に制定された新学習指導要領に、「生きる力」の育成をめざし新設された。地域や学校、子どもたちに応じて、各学校が創意工夫し、これまでの教科の枠を超えた学習ができる時間。例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関して、自然体験やボランティア活動などの体験的な学習、観察・実験など調べ方を身につける学習、地域の人々の参加による学習などを通して、子どもたちが自分たちで課題を見つけ、考え、判断し、問題を解決していく力を身につけていく。各教科などで身につけた知識や技能を「総合的な学習の時間」に生かし、「総合的な学習の時間」に身につけた力を各教科などの学習の中で生かすこと、この相互性によって、子どもたちの知識や体験はより広がりを持ち、さまざまな場面で生かされることを体験する。

た 行

第三次滋賀県環境総合計画

本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、平成21年(2009年)12月に策定され、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針等を定めている。

地球温暖化

化石燃料の燃焼等により、大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化により海面の上昇や気候の変化等を生じ、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

は 行

パートナーシップ

共同、協力の意。近年のまちづくりにおいては、市民、行政、企業などが、それぞれ自立した主体として、他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していくことが重要とされている。

びわ湖フローティングスクール

学校教育の一環として昭和58年度(1983年)から県下の全ての小学校5年生を対象に、学習船「うみのこ」を活用した1泊2日の宿泊体験学習を実施。学習の場を主に琵琶湖に求め、郷土学習、環境美化活動、複数校同時乗船による他校との交流、カッター学習などを繰り広げている。

ベオグラード憲章

昭和50年(1975年)10月、国連教育科学文化機関(UNESCO)により60ヶ国96名の環境教育専門家が集まり、旧ユーゴスラビアの首都ベオグラードで開催された環境教育国際ワークショ

ップを「ベオグラード会議」といい、ここで作成された国際的、全地球的レベルにおける環境教育についての枠組みをいう。

環境に関する行動の最終目標：人間と自然の関係、人間と人間の関係を含めて、すべての生態学的関係を改善すること。環境教育の目標：環境とそれに関わる問題に気づき、関心を持つとともに、当面する問題の解決や新しい問題の発生を未然に防止するために、個人および集団として働くための知識、技能、態度、意欲、遂行力などを身につけた世界の人々を育てること、という目標がうたわれた。

ま 行

メディア

情報の記録や伝達など装置。媒体ともいう。情報を発信する媒体として新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどを指す。また、これらを特に大衆媒体(マスメディア)と呼ぶこともある。

や 行

やまのこ

森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として、平成19年度(2007年度)から県内小学校4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習が展開されている。

ら 行

ライフスタイル

従来、生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。さらに生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

ライフステージ

人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階。